マイナンバーカード交付における本人確認書類 例

- ・最新の<u>【住民票上の氏名+住所】または【住民票上の氏名+生年月日】</u>が記載されたもの ・**有効期限内**のもの/原本のみ(コピーは不可)

A書類	B書類
・マイナンバーカード(顔写真有) (※)	・マイナンバーカード(顔写真 無)
	・ ・介護保険の被保険者証
	・ ・医療受給者証
・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に 交付されたもの)	・健康保険の資格確認書 <u>(「資格情報のお知らせ」ではありません。)</u>
・旅券(日本政府が発行したパスポート)	・年金手帳・基礎年金番号通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書も含む)
 ・身体障害者手帳	・各種年金証書
·精神障害者保健福祉手帳	・病院の診察券 ※漢字氏名・生年月日付
 ・療育手帳	·健康保険限度額適用認定証
・在留カード(顔写真 有)	・親子健康手帳(母子健康手帳) ※18歳未満 の者の本人確認として使用可
·特別永住者証明書(顔写真 有)	・出生届出済証明書 ※未就学児 の本人確認として使用可
 ・一時庇護許可書	・子ども医療費受給者証
 ・仮滞在許可書	・在留カード(顔写真 無)
	・特別永住者証明書(顔写真 無)
	・外国政府が発行したパスポート
	・障害福祉サービス受給者証
※更新等による新しいマイナンバーカー	・・・・・・・・・・-・・-・
ドの受け取りで「旧カードの顔写真と新	・学生証 ※個人識別事項の記載のない生徒手帳は不可
カードの顔写真の同一性の確認ができる 場合に限り」有効期限が切れていても、	・学校名が記載された各種書類(在学証明書、成績証明書等)
有効期限から6か月以内であれば旧カー	・生活保護受給者証(発行から3か月以内・用途不問)
ドをA書類として使用できます。	・顔写真付き証明書(品川区発行様式第1・2・3)
	 ・海技免状
	 ・電気工事士免状
	 ・無線従事者免許証
	·動力車操縦者運転免許証
	·運航管理者技能検定合格証明書
	・猟銃・空気銃所持許可証
	・特種電気工事資格者認定証
	·認定電気工事従事者認定証
	・耐空検査員の証
	· 航空従事者技能証明書
	・宅地建物取引士証
	・船員手帳
	・戦傷病者手帳
	・教習資格認定証
	・検定合格証
	・官公署がその職員に対して発行した身分証明書
	・仮証明書や引換証類(A書類更新中の場合に限る)
	・地方公共団体が交付する敬老手帳
	・児童扶養手当証書
	· 渡航証
	· 小型船舶操縦免許証
	・税理士証票
	・公共料金の領収書または検針票※住所・漢字氏名付 3か月以内で領収印または発行年月日があるものに限る。
	・本人宛郵便物※3か月以内のもの